

令和7年度大磯町教育委員会第10回定例会議事録

1. 日 時 令和8年1月22日（木）
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前11時40分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 府 川 陽 一 教育長
トーリー 二葉 教育長職務代理者
櫻 田 京 子 委員
武 沢 護 委員
鈴 木 孝 善 委員
加 藤 敦 教育部長
齋 藤 永 悟 町民福祉部参事（こども政策・子育て支援対策本部担当）
波多野 昭 雄 学校教育課長
守 屋 清 志 生涯学習課長兼生涯学習館長兼図書館長
北 水 慶 一 生涯学習課旧吉田茂邸利活用担当課長兼郷土資料館長
小 林 琢 哉 子育て支援課長
(こども家庭センター長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長)
須 田 幸 年 学校教育課主幹兼教育指導係長
上遠野 聡 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 4名
6. 付議事項
議案第15号 令和8年度当初予算における教育委員会関連予算要求について
議案第16号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
議案第17号 大磯町郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則
7. 協議事項
協議事項第1号 大磯町郷土資料館運営基本方針の改定について
8. 報告事項
報告事項第1号 令和7年第4回(12月)大磯町議会定例会について
報告事項第2号 中学校給食に係るアンケートの実施について
報告事項第3号 「令和7年度大磯町成人式、新成人記念のつどい」の開催結果について
報告事項第4号 大磯町博物館資料の寄贈及び寄託取扱要綱の一部を改正する要綱
報告事項第5号 いじめに係る対応等について
9. その他

(開 会)

教育長) 皆様、こんにちは。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和7年度大磯町教育委員会第10回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項3件、協議事項1件、報告事項5件でございます。

本日は5名全員、出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

【令和7年度第9回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和7年度第9回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和7年度第9回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和7年度第9回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

続いて、教育長報告をさせていただきます。諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

次に、12月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。

本日の報告は、以上でございます。

【付議事項 議案第15号 令和8年度当初予算における教育委員会関連予算要求について】

教育長) それでは、議事に入ります。はじめに、議案第15号「令和8年度当初予算における教育委員会関連予算要求について」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第15号「令和8年度当初予算における教育委員会関連予算要求について」、本文については省略いたします。令和8年1月22日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第15号『令和8年度当初予算における教育委員会関連予算要求について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年度当初予算における教育委員会関連予算要求について、教育委員会の意見を伺うため、

提案するものでございます。

詳細につきましては、各所管課長及び館長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長) 議案第15号「令和8年度当初予算における教育委員会関連予算要求について」、資料に基づき、説明いたします。

まず、資料をご覧ください。1ページが教育委員会関連予算の総括表になります。2ページから9ページまでが、各所管課からの事業ごとの要求内容を記したものとなります。

なお、金額については、給与費を除いた予算額となっていますので、ご承知おきください。また、新たに予算計上したのものには「○」を、休止・廃止したものは「△」で表示しています。

学校教育課は、資料の2ページから5ページになります。主に、前年度と比較して変更のあった事業等を説明いたします。2ページをお開きください。教育総務費です。上から3つ目の学校教育指導振興事業です。こちらの事業は、学校の教育活動の充実を図るための事業となります。プール授業に係る監視業務委託料、及び茶道学習のための費用を新たに予算計上しています。

次に、2つ下の「教育研究所維持管理・運営事業」です。教育研究所の適切な維持・管理及び各種事業の充実を図り、その運営に努めるための事業です。教育相談体制を充実させるため、WISC-V（児童を対象とした、知能と認知能力を総合的に評価する心理検査）を購入するための費用を予算計上しています。

次に、一番下の大磯式部活動構築事業です。この事業は、生徒の文化・スポーツ活動の機会を確保するため、指導技術を持つ地域指導者を派遣する仕組みを整えるものです。指導者派遣業務委託として、事業者への委託料を計上しています。委託料の内訳は、事業者への事務手数料と部活動指導員に対する報酬、保険代となります。3年目となる令和8年度は、指導者数を拡充するための費用、公式大会に指導員が引率・指導するための報酬、大会に係る旅費を予算計上しています。

3ページをご覧ください。上から6つ目の学校職員校務用コンピュータ整備事業です。AIの活用を進めるため、技術支援の委託料を予算計上しています。次に、3つ下の大磯町立小中学校空調整備事業です。安全・安心な学校教育施設整備を推進するため、空調未設置の体育館及び特別教室への空調整備を行うものです。令和7年度、特別教室への空調機整備に向け設計を行っていますが、令和8年度は工事費用と、また、体育館への空調設備整備に向けた設計委託料を予算計上しています。次にその下のICT教育推進事業です。こちらは、情報教育の充実を図るための事業となります。令和8年度は、校内ネットワークの更新工事とタブレット端末等の入れ替えを行います。

4ページをご覧ください。一番上の学校運営事業（小学校）です。こちらの事業は、学校運営に必用な教材や備品などの購入を行い、学校教育の充実を図るための事業となります。令和8年度は、小中4校に対し、学校徴収金集金手数料補助金を新たに交付します。

こちらは、学校徴収金を集めるにあたり銀行への手数料が発生しますが、その手数料分を補助金として学校に交付するものです。次に、2つ下の学校プール管理運営事業です。国府小学校の学校プールの適切な維持管理及び管理運営を行うための事業で、令和8年度は新たにプールの清掃及び監視業務を委託で行うための費用を予算計上しています。次に、2つ下の大磯小学校トイレ改修事業です。大磯小学校のトイレを改修するもので、令和7年度に設計を行っていますが、令和8年度、9年度、2か年かけ、トイレの改修工事を行うものです。次に、その下の学校給食運

営事業です。この事業は、学校給食の運営に必要な衛生用品及び調理器具等の購入を行い、衛生的かつ安定した給食運営を図るものです。大磯町では小学校給食の無償化を行っていますが、アレルギーで給食を食べることができない児童に対し給食費相当額を補助金として交付しています。この補助対象を拡充し、不登校児への追加補助を実施するものです。

5ページをご覧ください。一番下の学校昼食運営事業です。こちらの事業は、中学校昼食を支援するための事業となります。現在行っている希望注文制弁当の保護者に対する試食会、また、希望注文制弁当の補助の拡充を行います。

以上、学校教育課の当初予算要求額は、15億3,530万9千円で、前年度比、8億572万4千円の増額となります。

学校教育課は、以上です。

子育て支援課長) それでは、子育て支援課の教育費、幼稚園費について説明します。資料の6ページをご覧ください。はじめに、幼稚園運営事務事業です。こちらは町立幼稚園2園の運営に必要な旅費や消耗品、各種負担金の費用を計上しています。主なものは、大磯幼稚園の認定こども園化に向けた工事に伴い、プールが使用できなくなりますので、トライプールという備品の購入を行う予定です。

次に、幼稚園維持管理事業です。この事業では、施設や設備の維持管理及び保守点検などの費用を計上しています。保守点検などは、概ね令和7年度と同様の内容となっています。

幼稚園費の当初予算要求見込額は、6,271万9千円で、令和7年度と比較して15万6千円の減となっています。子育て支援課は、以上です。

生涯学習課長) それでは、生涯学習課 生涯学習係分の社会教育総務費の8事業について説明します。資料の7ページをご覧ください。はじめに、社会教育委員会議運営事業です。

こちらは、社会教育委員の会議、研修並びに県社会教育委員連絡協議会に関する経費あり、社会教育委員会議を開催して、「生涯学習推進計画」の進行管理を行う費用を計上しています。

2つめは、青少年指導員連絡協議会運営事業です。この事業では、青少年の健全な育成活動を図るため、県・町が委嘱した青少年指導員が中心となり、実践的な活動の計画・運営を行う青少年指導員連絡協議会の活動に必要な費用を計上しています。

3つめに、社会教育総務運営事務事業です。この事業では、社会教育全般の円滑な運営を図るための旅費、消耗品、郵送料等の事務的経費を計上しています。

4つめに、生涯学習推進事業です。この事業では、各種講座・教室の開催に係る費用。地域学校協働活動に関する報酬や消耗品等の費用。また、おおいそ文化芸術祭の開催にあたり、実行委員会に交付する交付金。青少年育成団体等への支援に関する費用を計上しています。

5つめ、成人式開催事業です。この事業では、新成人を祝い励ますとともに、成人自らが大人としての自覚を持ち、心豊かな生活を目指すことを願って、成人の日に成人式を開催する費用を計上しています。

6つめに、生涯学習館維持管理事業です。この事業では、生涯学習館の利用者が快適に利用にできるよう、清掃等 各種委託を実施し学習館の環境整備を図り、また、経年劣化等による設備・施設の修繕を行う費用を計上しています。

7つめに、文化財保護事業です。この事業では、文化財専門委員会議（文化財の調査、保存の協議）の開催、埋蔵文化財の調査・保存、国・県・町指定文化財助成、指定文化財の現状確認や防火巡回等を実施する費用を計上しています。

最後に、人権教育啓発事業です。この事業では、人権問題に対して正しい認識と理解を深め、人権感覚を育むため啓発活動を行う費用について計上しています。

生涯学習系の当初予算要求見込額は、2,618万5千円で、令和7年度と比較して196万2千円の減となっています。生涯学習係分の社会教育総務費は、以上です。

続きまして、生涯学習課、図書館費、5事業について説明します。資料の8ページをご覧ください。初めに、図書館維持管理事業です。この事業では、図書館施設の良好な環境を維持するため、清掃、エレベーター、その他各種設備の保守点検業務委託、修繕料を計上しています。

2つめに、図書館運営事業です。この事業では、利用者が必要とする資料を適切に提供するため、本館・分館の窓口会計年度任用職員を配置し、利用者への円滑なサービス提供のための費用。また、図書館協議会や、教養講座を開催する費用。利用者サービスに係る機器借上げに関する費用を計上しています。

3つめに、図書館コンピュータ・ネットワークシステム推進事業です。この事業では、図書館コンピュータ・システムの保守及び管理費。各種窓口業務、蔵書管理、インターネット蔵書検索などのソフトウェアの保守及び管理費。学校図書館（小中4校）に設置したパソコン・プリンターと学校図書館管理ソフトウェアの保守及び管理に関する費用を計上しています。

4つめに、図書館資料整備事業です。この事業では、図書館資料の充実を図るための図書等の購入費用。電子図書館で提供する電子書籍の購入費用を計上しています。

最後に、子ども読書推進事業です。児童サービス事業としてのおはなし会・おはなしボランティア養成講座・学級招待・図書館見学等を実施するとともに、家庭、地域、学校の関係機関・団体等と図書館が連携・協力し、子どもの読書活動推進を行うための費用を計上しています。

図書館費の当初予算要求見込額は、6,769万8千円で、令和7年度と比較して389万1千円の増となっています。図書館費につきましては、以上です。

郷土資料館長） それでは、生涯学習課の郷土資料館費について説明します。資料の9ページをご覧ください。

郷土資料館費は郷土資料館と旧吉田茂邸の運営、施設設備の維持管理及び保守点検、企画展、教育普及活動事業に係わる費用を計上しています。

展示活動につきまして、郷土資料館におきましては5つの企画展を準備しております。1つめが「新収蔵資料展」、2つめが「澤田美喜展」、3つめが「政界の奥座敷・大磯展」、4つめが「考古資料展」、いつつめが「大磯の漁業展」です。旧吉田茂邸におきましては4つのミニパネル展を準備しており、1つめが少年期の吉田茂が登場人物となっている書籍『松籟邸の隣人』に関連した企画、2つめが郷土資料館の澤田美喜展の関連企画として開催する「吉田茂と澤田廉三・美喜」展、3つめが郷土資料館の「政界の奥座敷・大磯展」の関連企画として開催する「吉田茂の大磯本邸「海千山千」」展、4つめが吉田茂の満洲引揚政策に関する展示を実施する予定です。

郷土資料館費の当初予算要求見込額は、3,586万8千円で、令和7年度と比較して1,046万3千円の減となっています。減額については、郷土資料館費の一番下の事業 大磯ゆかりの画家によるアトリエ文化発信事業が、令和7年度をもって終了すること、また、郷土資料館、旧田茂邸における修繕等の件数が減ったことが理由です。生涯学習課 郷土資料館は、以上です。

教育長） ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

武沢委員) ご説明をありがとうございました。大磯式部活動についてなのですけれども、増えているということは、今年の実績として、大体、外部指導員は何名くらいというのはわかりますか。もしくは、あとは、教員が何名くらいいるか。

要するに今年、来年度は拡充していこうというんだから、増える、増やす想定で予算を立てたということよろしいですか。

学校教育課主幹) まず、実績として、地域指導者の派遣、地域の方の派遣が、ちょっと正確な数字が今はまだ整理中なのですけれども、15名というふうになっています。教員が携わっていただいているのは29名。まだ教員の比率が大分高いのですけれども、一番の目的は、もう少し外部の方の割合を増やすということと、1つの部で2人体制、複数体制で、これが2年やってみて必須だなと。一人の先生が1人のけがの対応をしているときに、もう一人だれが全体を見るのかとか、その一人体制を前提とした予算取りにはなっていて、あくまで複数体制がしっかり取れるように、かつ、外部の方を増やしていく。その体制を早めにつくることで、将来の地域移行、地域展開について、早めに整備ができるというところの先行投資の意味も含めて、計画をしております。

一番の要因はそこになります。

武沢委員) ありがとうございます。それで予算増になっているということなので。

この、要するに外部指導員のアッセンとしての業者というのは、うまく機能しているのですか。

学校教育課主幹) もちろんまだ課題はたくさんございます。ただ、どの自治体もそうなのですけれども、間に入っている業者が結局何をやっているかが分からないという自治体が多くて。じゃあ、今の事業者をすごく低く評価していいかということ、それもまた難しそうな話で、やはり教育委員会が強烈に引っ張っているのが結構、どの自治体もやっている地域展開の実態なのですね。

なので、教育に必要な部分、それから学校が望んでいる部分と、その社会全体の望んでいる部分は、やはり星槎と連携しながらやらないと、どこからやったらいいのかと。全然やる気がないわけでもないですし、むしろもっとやりたいのですけれども、ご迷惑をかけない中で、あるいは星槎がどんどん引っ張っている部分で何かなとか。大分、かなり向こうからもプッシュが来ている状況であります。

なので、後は業者選定というところも当然、入札等も考えなきゃいけないのかなというふうには思っておりますので、その点も含めて、どの組織も力が発揮できるような形を今後も考えていきたいというふうに思っています。

武沢委員) ありがとうございます。なかなか制度設計ができたばかりなので、なかなかすぐに入札みたいなどころに行かないと思うのですけれども、ぜひ、予算もせつかく増になっているので、この辺は推進していただきたいなと思います。

もう1点だけ、最後のICT教育推進事業はどのような事業ですか。

学校教育課主幹) ICT教育推進事業は、項目立てを新しく作って、小中のコンピュータ推進事業からほぼ移した形になっています。

それはなぜかということ、小学校のコンピュータ教育推進事業と中学校の推進事業で別れちゃっていて、ちょっと予算上把握しづらいという課題があったのですね。それを今後はICT教育推進事業、そっちに統一させていこうという、移している途中の暫定期間なので。そこで移し切って、

最終的には ICT 教育推進事業ということで、今までのコンピュータ教育推進事業を小中でまとめた形に移行している最中ということです。

武沢委員) 新規項目ということ。

学校教育課主幹) 新規項目です。

武沢委員) 分かりました。それに関係して、細かいところで恐縮なのですが、電子黒板の購入はどうなっていましたか。

学校教育課主幹) 電子黒板は非常にコストが高いというところもございまして、各学校で各教室に配備するまで必要なところを検討しました。

学校とも検討した結果、各校に2台、ないしは3台で使えるところかなというところに、全体配備ではなく、各校2台から3台で予定しております。そこでコンピュータに長けた学校の先生たちが先行的に使って行って、有効性をどんどん引き出していくというような流れになると思います。以上になります。

武沢委員) 分かりました。僕もちょっとその夏に会議の席上で、電子黒板はコストパフォーマンスが非常に低いのであまりお勧めできないよと言ったことがあるので、賢明な使い方だと思います。ありがとうございます。

櫻田委員) ご説明ありがとうございます。3ページのところに、ICT の教育推進事業ということで、iPad を令和8年入替えということで、かなり大変でお金もかかる事業だと思います。

替えるときは、本当に ICT の技術支援というか、そういう方が必要だと思うのですが、教職員の負担感というのかな、それを増やさないためにも、ぜひその辺をしっかりとやっていただきたいのですが、支援に関してはどういう形で何人くらいとか、各学校にこういう支援を行うとか、分かったら教えてください。

学校教育課主幹) 9月から完全入替えということで、そこを一つ設定した理由としては、夏休みの終わりが割と教職員研修が取りやすいのですね。やはりその研修をはさまないと、恐らく端末を取換えただけで終わってしまう。活用をどうするかというのが大事なので、そこで研修の設定を、ソフト・アプリに関する研修、それから端末そのものに関する研修、それからこれまでやってきた実践を取りまとめて、それを次にどう生かすかというような研修を計画しております。

それから、合わせて GIGA 端末のところは、AI 伴走委託事業というのがございまして、その中の一つとして、ICT 機器をもっと上手に引き出そうと、活用の仕方について。そういったことも伴走できるような仕組みというか、その外部の方は、コンピュータにも長けていて、かつ、もともと教育者というか、学校に携わっていた方を考えております。

入札のところでも、そういう人材をこちらが望んでいるということをしっかり表に出して、ただ入れ替えるだけじゃなくて、この推進事業が最大限引き出されるような形を引き続き検討している最中です。以上になります。

鈴木委員) この資料を見させてもらいまして、ざっと思った、気づいたというか、問題点というか、お聞きしたいことをこれからお話ししたいと思います。

コンピュータだとか、電子黒板だとか、新しいものを入れなきゃいけないということで、非常に学校として、そういう新しい機器を使った教育というのは大事だと思います。けどもう一つ、今まであった施設、これはちゃんと充実されているかどうかということです。

学校の教育環境、教室だとか、特別教室、体育館だとか、そういうところの細かい補修というか、そういう要求が学校側からどんなものが来ているのか、委員会等で。それをお聞きしたい。

それから2つ目は、国府小学校で、強風が吹いて扉が動いて車を破損したということがありました。車でよかったなど。もし子どもがそういうふうになったら大変なことになるし、ということを考えたときに、学校側で安全点検というのは、私のいるときは月に1回やっていたけど、大磯ではきちんとやってこなかったのか。それから、学校任せじゃなくて、教育委員会、行政判断、やはりその辺の点検を行うというのかどうか。

3点目は、学校給食というのは、この給食に代わってお弁当が出されています。中学校、国府と大磯と合わせて15食というふうに言われています。その時に、子どもの声をちゃんと聞いているのかどうか。おいしいとか、まずいとか。

実は、私が平塚にいるとき、給食を子どもたちが食べる時、一緒に食べて、子どもたちにノート回して、子どもの声を直接聞いていました。また、担任もそこに、そのノートに書いて、それを基に栄養士が判断し、子どもの声を吸い取るというか、聞きながらメニューとかをいろいろ工夫していました。それを大磯ではやっているかどうか。これが3点目。

4点目は、大磯幼稚園で工事が始まったというふうなことをお聞きしていますけれども、その時に運動場だとその辺が工事関係で影響があって子どもたちが遊べないんじゃないかということです。外遊びが制限されているんじゃないかと。これに対して、町としてどのような、子どもたちが自由に遊べるような少しでも、外遊びがすごくできなくなっていますから、それを補うような手だてを取っているのかどうか。

例えば、近くの大磯小学校の校庭を借りるとか、一部借りるとか、そういう手だてを取っているのかどうか。

それから、もう一つ。それは、生涯学習推進事業で、各種講座を設けられているかということです。町民全体に対して、特に今日的な、先ほど来問題になっている環境問題、この辺のところを取り上げているのか、どうなのか。以上です。よろしくお願いいたします。

学校教育課長) ありがとうございます。学校からの要望という話なのですが、こちらは毎年、学校教育課としてはもう8月くらいから動いているのですが、学校からの要望を受けて、実際に現地を見に行き、学校からの話を聞き、後は学校だけではなくて、教職員組合からも要望が出ますので、そちらの声を聞いているところです。

どんな要望かというところがあるのですが、今までは大きくは空調設備、特に特別教室等の空調についてなんとかしてほしいという要望が大きく上がってまいりました。今年度、大磯小学校のトイレ改修をしているのですが、その改修についても学校からの要望を受けて行っているところです。

細かい修繕、また、老朽化した備品等の交換等、色々と様々な要望が出てきております。

2つ目は安全点検についてです。こちらの遊具ですとか体育設備については、委託で確認作業を行っております。不具合がある部分については、その年に予算対応できるものはその年に行っておりますし、早急な対応が必要でないものについては、例えば来年度予算に要求するなりして、対応を行っているところです。

あと、ラボ弁についてです。注文数が伸び悩んでいる状況でございます。毎年5月、6月くらいに紹介等を行って、子どもの声も聞いているところではあるのですが、なかなか、量が少ない、多い等。おいしいという声は上がっているのですが、なかなか伸び悩んでいるところもありまして、今後、この後報告事項で出てきますけれども、休止している中学校給食のアンケートに合わせて、ラボ弁、なぜこの注文数が伸び悩んでいるのかというところを、合わせて

声を聞いていきたいというように考えております。以上です。

子育て支援課長) 大磯幼稚園のこども園化の件について、お答えします。今、おっしゃられたとおり、11月に工事が着手しまして、それから近隣住民の方などを対象に説明会を実施しております。現在のところ、令和9年4月の開園に向けて、予定どおりに進めているところです。

ご質問のとおり、在園児の保護者の方からも、子どもたちの外遊び、体を動かす機会をどう作っていくのかというお声もいただいております。町としては、大磯運動公園、たかとり幼稚園、こういったところに園児が行って体を動かせる、交流も図れる機会ということで、マイクロバスの借上代を確保しております。

併せて、園外散歩というような、例えば、大磯の地域資源である北浜海岸であるとか湘南平、こういったところに子どもたちが、遠足と言う言い過ぎかもしれないですけども、園外散策という機会をなるべく多く作って、園庭が使えないということを逆手に取って、大磯の地域資源をしっかりと体験できるような機会を作っていくと、そういった取組みを考えているところです。

生涯学習課長) 推進事業の講座の開催についてのご質問、環境問題について取り上げているかということにつきましてお答えします、講座の開催にあたりましては、課内で各種検討して開催しております。

この環境問題につきましては、環境課と連携しまして、令和7年度におきましては、「ソーラーオールゴールを作ろう」という形で、子どもたちと親の講座を開催し、ソーラーパワーについて学びながら、環境問題についての講師からの説明をいただくという講座を開催しております。

その他につきましても、高齢福祉とか、連携しながら講座の開催をしているという状況です。来年も同様に、また環境課と連携して開催する予定でおります。

鈴木委員) ありがとうございます。学校施設のことなのですが、空調だとか、そういうふうな部分での要望があったということは分かります。それで、ただ、日々の授業というか、子どもの教育活動をするときに、大きなもの、そういうものは必要ですけど、細やかな、いろいろな備品とか設備が、日々使っていますよね、黒板だとか、掃除用具入れとか、玄関だとか、下駄箱だとか、いろいろな所を使っています。そういう細かなところに目が届いているかどうか、そういうところが。大きなところも大事ですけど、そういう細かなところの点検、学校でやっていると思います。それから、出ていると思います。細かなことは、これを直してくれ、早く直してくれと。子どもがちょっとぶつかって扉が壊れているから、直して補修してくれよというようなことが出ていると思います。

そういう日々の細かなことを、やはり教育委員会が、要望が来たときにきちんと対応して、早く対応してもらいたいというふうに思います。

それから、安全点検のことは、だれが点検しているのか分からない。業者ですか。安全点検、遊具とかその辺の点検をしているのは、一番、その辺をちょっと教えていただけますか。だれが遊具とそれを点検されていますか。

学校教育課課長) 施設、学校で使うものということで、大きなものだとか、施設に関わるものについては、基本的には学校教育課が予算をもって対応しております。

細かいものについては、学校に維持費として、予算を配当しています。その中で、学校が必要に応じて必要なものを購入したり、場合によっては材料費、部品を買って、用務員が軽微なものであれば修繕したりして対応しております。また、遊具等の安全点検については、業者委託で行っております。以上です。

鈴木委員) その業者委託が問題だと。業者委託が必要で、専門家が見てもらおう。だけど、やはり、子どもが日々それを、いろいろな遊具だとかを使っています。それを、教員に負担がかかるかもしれないけど、その辺をちゃんと見てもらいたい。子どもがどんなあそび方をして、どんな使い方を。それから、ちょっとした遊具のひびだとか、亀裂だとか、危なそうなところがあると思うのです。それを業者任せじゃなく、業者だって1年に1回とか2回でしょう。そうじゃなくて、毎月きちっと大人の目で点検をしてもらいたいなど、子どもの安全を守るためには、見てもらいたいなということです。

国府小の扉の件もきっと、もしかしたらその前に、止めるところに砂とか土が詰まっていた、きちんと下ろせなかったとか、何というか、棒みたいなのが、止めるのが機能していなかったとか、そういう細かいようなところがある。それで大きな事故になっている。私は車の物損で済ませられてよかったなど。もし子どもが当たった場合、大変なかわいそうな思いをしますから、ですからその辺の点検を業者任せではなくて、申し訳ないけど、教員に負担はかかりますけど、学校側も。それから教育委員会も学校に負担をかけたくなければ、教育委員会も出向いて一緒に見てもらいたいというふうに思います。

学校教育課主幹) 安全点検に関するご意見、ありがとうございます。

今、学校内の安全点検ルールの現状は、仕組みとしては、学期に1回ずつで、全教員が、全員で細かい項目、チェック項目によって、例えば床のはがれはないか。雨漏りしているところはないか。扉の不具合はないか。細かくなっているところ、それを3段階で評価する表を使って、学期末に全員でやっている仕組みがごございます。

ただ、おっしゃるとおり、じゃあ月1でやっているかということ、そこには課題があると思います。なので今、現状は学校の管理職、やはり教頭が常時、毎日見ているような、そういう仕組みではあるのですけれども、確かに教員の負担と。じゃあリアルタイムなチェックが完璧かということ、やっぱりそこには課題があると思いますので、今そういったご意見が上がっていることも踏まえて、学校と教育委員会で少しアップデートしたような形の安全点検を検討する必要があるというふうに考えております。以上になります。

教育長) 体育館の空調の設備を早くしろという要望は学校から上がっている第1位で、それに関連して、コンピュータ等も予算が、前年度から比べて8億円増えているというのですが、実際に細かいこと、金額では表れていない細かいことに十分手が回っているかといったら、ご指摘のとおり、回っていないという現状があります。そういう細かな点についても、コンピュータ、予算、あるいは空調関係の予算で満足するのではなくて、細かなところを十分、業者任せではなくて、学校の職員及び教育委員会で常時点検をしていくということの要望でしたが、それが十分にできていないというのは、ご指摘のとおりだと思います。ほかにございませんでしょうか。

トリー教育長職務) 学校管理費のことなのですが、学校のプールですね。これ、国府小学校のことは監視業務委託料ということで、以前からもお聞きして出ているのですが、前に大磯小学校区のプールがちょっと話題になったことがあるかと思うんです。夏、暑くて全然できない。照ヶ崎まで歩いて行ってというのはちょっと、ということで。その辺の対応を少し何か予算という、具体的にちょっと考えてきているのか知りたいのですが。

学校教育課主幹) 大磯小学校は、暑さの中、子どもが照ヶ崎プールまで移動するという課題がごございます。それを回避するために、プールが実施できる期間を広げる。暑い時期に限定しないで。今回、可能になりそうなのが、5月下旬からも視野に入れて、広く。ただ、それだと、業者の管

理期間を越えてしまうので、その超えてしまった分の予算を確保するための要求をしたということになります。

実際には、そこに今まで使っていた期間の外で対応できるような予算ということで、主に薬剤を入れる量だとか、その施設の管理ができるよう、そういった形で、期間を延ばすための予算ということで、大磯小学校も対応できるようにしております。以上になります。

トリー教育長職務) 分かりました。ただこれ、気候って年々で違うので、ちょっとどうなのか。5月というのがどうなのかちょっと分かりませんが、何回かに分けて、バスを借りて、外部の室内プールとか、そういうところを借りるようなお話もちらっとあったけど、難しいのですかね。学校教育課主幹) やはりそこはもうコストとの兼ね合いになってくる部分で、やはりコストがかかる。こちらとしてはもちろんそれが理想だとは思っていますし、大分そういうことをやる自治体が増えてきています。

トリー教育長職務) それで要望したんですけど、断られたわけですね、当局から。学校教育課主幹) はい。

要望はしているのですね。やはり子どもファーストで考えたらそれがいいというのは、こちらでも分かっているので、やはりそのまま、スイミングスクールのプール委託、それをバスで移動させる。それが一番安心安全で、指導も専門家に教わる。ただやはり、どうしてもコストの兼ね合いが出てくるので、スモールスタートじゃないですけども、次年度に関してはこの形でやらせていただきたいという形になります。

トリー教育長職務) 分かりました。スモールステップということで、少しずつ、やっぱり子どもにかかることはあまりけちけちするのどうなのかと思うので、少しずつ、要望はし続けていただけたらと思います。

ありがとうございます。

武沢委員) 予算の費目の中で見つからないので。例えば教員研修の講師料とか、資料とか、教員の研修に関わる費用というのは、それぞれの費目の中で対応していただく、例えばコンピュータ関係であれば ICT の中、不登校であれば教育研究所とかというような形で、教員研修は事業としては上がっていないのですかね、例年。

学校教育課主幹) 教職員研修に特化した事業名というのがないのですが、例えば、学校指導振興事業の中での研修、教育研究所の中での研修、コンピュータ事業の中での研修というように、それぞれの事業の中で研修費等を含めています。

教職員研修に関して一番割合が多いのは教育研究維持管理・運営事業、ここが一番多いです。

武沢委員) なぜそういうことを聞いたかということ、やはり若い先生が増えてきた中で、これから教員研修というのはすごく重要で、例えば不登校の問題もあるし、例えば SNS の問題もあるし、やっぱり先生方にはある程度、忙しいけれども研修をしていただきたいので、それぞれの箇所研修を充実していただきたいなどの願いがありましたので、よろしくお願ひします。

教育長) コンピュータの機器の更新、GIGA スクールのための更新ということと、空調関係、あるいはトイレ関係にお金がほとんど使われているというのが現状です。やはり日常の教育環境整備に向けて、要望を今後もしていきたいと思っております。

以上で質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

教育長) 質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 15 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 15 号「令和 8 年度当初予算における教育委員会関連予算要求について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【付議事項 議案第 16 号 「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」】

教育長) 次に、議案第 16 号「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 16 号「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、本文については省略いたします。令和 8 年 1 月 22 日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 16 号『大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則』について、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、令和 8 年 4 月から全国の自治体で実施する、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を大磯町立大磯幼稚園で開始するにあたり、本規則について所要の改正を行う必要があるため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。

詳細につきましては、子育て支援課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

子育て支援課長) 議案第 16 号説明資料、「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。はじめに「改正概要」です。令和 8 年 4 月から全国の自治体で実施する乳児等通園支援事業、通称、こども誰でも通園制度を大磯幼稚園において開始するにあたり、本規則について所要の改正を行うため、規定の改正を行うものです。

次に「改正内容」です。幼稚園の実施事業に「乳児等通園支援事業」を追加します。施行日は、令和 8 年 4 月 1 日です。

2 ページ目をお開きください。新旧対照表です。右側が現行で、左側が改正案となります。下線の部分を追加します。

次に 3 ページの参考資料をご覧ください。「乳児等通園支援事業」の概要を説明します。

はじめに「事業概要」です。乳児等通園支援事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するなど、支援を強化する目的で創設され、令和 8 年 4 月から全国の自治体で実施する事業です。

この制度の利用対象者は、中段の「就労要件なし」に該当で、1 つ目、0 歳 6 か月以上で、満 3 歳未満のこども、2 つ目、子どものための教育・保育給付を受けていない者、いわゆる未就園児、3 つ目、月 10 時間まで、時間単位での利用となります。

次に下段の表、この「乳児等通園支援事業と既に町内で実施されている一時預かりとの違い」です。まず、「主な目的」として、支援事業は、「子どもの育ちを応援し、良質な育成・体験機会を提供する」で、主体はこどもとなります。

一方で、一時預かりは、「保護者の育児不安の解消と負担の軽減を図る」として、主体は保護

者となります。3行目の事業実施ですが、支援事業は、国の給付制度になりますので、「全ての自治体で実施」となります。「利用時間・利用料金」としては、国により「月10時間を上限に、1時間あたり300円程度」と設定されています。

この事業は、一時預かりのような、「保護者の時間の確保」が主目的ではなく、あくまでも、こどもに「保育の体験機会」を提供することを主眼とする事業になります。

次に4ページ目をご覧ください。大磯町での実施方法です。「実施場所」は、大磯駅からも近く利便性を考慮して、大磯幼稚園から始めます。「対象年齢」や「児童一人あたりの時間枠」は、国の基準どおりです。次に「1日当たりの利用定員」は、大磯こども計画においての見込みの定員数で、計12人としています。「実施日」は、月曜日から金曜日、「実施時間」は、午前10時から午後4時まで、「食事・おやつを提供」はありません。「利用料」は、1時間あたり300円としています。この利用定員や実施時間は、4月のスタート時の想定になりますので、利用状況などにより、柔軟に対応していきたいと考えています。

次に下段の「利用の流れ」になります。上段の左上からですが、利用を希望される方は、まず、利用の申請を町にさせていただきます。その後、審査や利用登録・認定を経て、利用を希望する施設との「面談」を行います。そして、利用日時の「予約」をし、利用したのちに「支払い」といった流れとなります。なお、全体を通じて、国が提供する専用システムを活用した中での「手続き」から「利用」となります。

次に5ページ目をご覧ください。「関係条例の整備」です。こちらは、今回の付議事項ではありませんが、事業を開始するにあたり、2つの条例の新規制定と1つの条例の一部改正を行います。まず、新規条例としては、1つ目、「大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、いわゆる、「認可基準」です。2つ目、「大磯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、いわゆる「確認基準」です。

それぞれ、「児童福祉法」に基づき、実施施設を認可するにあたり、衛生管理、設備及び職員配置などについて定める「認可基準」と「子ども・子育て支援法」に基づき、給付対象施設の確認や利用者の給付認定に関する運営の基準などについて定める「確認基準」です。

次に6ページ目をご覧ください。上段は、求められる「設備の基準と職員の配置基準」です。

下段は、民間施設が本事業を開始するにあたっての「認可と確認の流れ」を整理した図となります。本事業の実施を希望する施設の事業者は、条例に定める「認可の申請」と「確認の申請」が必要となり、町がそれぞれを審査します。現在のところ、令和8年度は、民間の事業者の実施希望はありません。

次に7ページ目をご覧ください。利用料を徴収しますので、大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正を行います。改正内容としては、本事業に係る、徴収・督促及び延滞金・納期などを追加で規定します。

次に、下段の「スケジュール」です。1月27日の福祉文教常任委員会協議会において説明を行います。そして、3月議会定例会に議案を提出する予定です。その後、3月議会での採決を経て、4月1日から事業の開始を想定しています。

次に8ページをご覧ください。10ページ目まで、参考資料として、関係条例の規定の内容を記載しています。説明が長くなりましたが、本事業を令和8年4月1日から、大磯幼稚園において開始するにあたり、本事業を位置付けるため、今回、「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正」をお諮りするものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です

<質疑応答>

武沢委員) ご説明ありがとうございました。これは大変な事業かなという気がしたのですが、これ、予算の措置、それから人的配置、例えば6ページには職員の配置が、基準があり、例えば予算でいうと、国や県、国庫とか県の補助とか、この辺は制度設計上どうなっているのですか。

子育て支援課長) まず、予算についてですが、大磯幼稚園、町立で行いますので、原則として、幼稚園の保育の先生の体制の中で実施をしたいと考えております。ですので、基本的には予算の措置はありません。

ただ、今後の利用の数やニーズによっては、補正予算という形の中で対応させていただきたいとは考えております。

また、こちらは国の給付制度になっておりますので、利用の状況によって、国から給付費が町に入るというような制度設計になっております。

武沢委員) ありがとうございます。

今の幼稚園0歳児を入れるということで、例えば施設の改良とか、何かそういう、4月に向けての建設の整備とかは、予算は大丈夫なのですか。

子育て支援課長) 基本、大磯幼稚園1階の部分に空き教室がありますので、そこを活用して行いたいと考えております。

また、0歳児の受け入れに当たっては、大磯幼稚園や国府保育園とも連携をしながら、どのくらい利用のニーズがあるかというところが読めない状況でありますので、何か備品を新しく揃えてというよりは、既存で、町が持っている備品をうまく利活用しながら、まずはスタートをして、その中で利用者のニーズだとか、声などを聞きながら充実させていく、そういった形で考えております。

武沢委員) ありがとうございます。

櫻田委員) 質問させてください。

今現在、3歳未満の幼児というか子どもって、町には何人くらいいらっしゃるんですか。

子育て支援課長) どの園にも所属していないお子さんは、200名程度います。

櫻田委員) 4ページのところに、0歳、1歳、2歳で人数が、一応利用定員というのがあるので、利用時間10時から4時となっていて、食事・おやつ提供はありませんと書いてあって、もし親が10時から4時までお願いしますみたいに来たときに、その子は何も食べられないのですか。

子育て支援課長) まず、お預かりの制度ではないので、想定としては、0～2歳児が、6時間も幼稚園にいるということは難しいのではないかと。例えば、利用としては、2歳児が1時間だけ保育を体験するとか、そういった利用になってくるのではないかなと思っています。

また、給食の調理施設を幼稚園は持っていませんので、提供はしませんが、保護者の方がおやつとか、お弁当とかを持たせて、在園児と一緒に食べるとか、そういったことは可能なのかなと思っています。

あくまでも、子どもに保育を体験させるための制度ということになっておりますので、利用時間も上限の時間枠が月10時間と。預かりという視点からいくと10時間は少ないよという形になるのですが、子どもが保育を体験するとなると、1回1時間で月10回の体験ができるということになりますので、国としてはそういう視点で進めていると町としても認識しております。

以上です。

櫻田委員) ありがとうございます。

鈴木委員) 利用時間、利用料金に書かれていますけど、上限が10時間、標準300円程度いただくということなのですが、民間でやっておられると思いますけど、その辺の利用時間だとか利用料金というのはどのくらいでしょうか。幾らとかって。

子育て支援課長) 民間園では、0～2歳、3～5歳とか、年齢の区分、朝夕方という時間区分のところで料金設定がされています。その中で、大体1時間350円から700円というような幅の中で、各私立園において請求されている。

利用にあたっては、共働きといいますか、就労されているご家庭も多いので、ニーズとしてはあると聞いております。

以上です。

鈴木委員) 利用時間はどうですか。

子育て支援課長) 利用時間については、1時間から、保護者の方の希望する時間帯に預けられるという形になります。

鈴木委員) 上限はないのですか。

子育て支援課長) 例えば、サンキッズ大磯だと、午前7時から午後6時まで。1時間450円だとか、1時間、午後7時から午後8時までというような、基本的には、施設が開いている間、保護者の希望する時間帯で預かれるというような仕組みになります。

鈴木委員) 職員の配置ですけど、今までの職員が当たるというようなことですけど、相当に0歳とか1歳は手がかかりますね。今までの職員で見るとということらしいのですが、負担というのはどうですか。

子育て支援課長) ご指摘のとおり、職員の負担というのは当然増えると考えています。

こちらも、大磯幼稚園の先生たちと、どういったやり方ができるかというところで、新規で保育士を雇用するという考え方も確かにあるのですが、逆に利用がなかったときに、保育士の仕事がないような状況も生まれてしまいます。

また、政令市など大きな自治体で令和7年度に先行的に試行している状況を確認すると、なかなか利用は少ないというような実態もあるようです。

なぜなら、保護者の方がご自宅で保育ができるので、どこの園にも所属させていないというような状況があります。そういうような、先行して行っている自治体などの事例を見ながら、新しく保育の先生を雇用して、備品も揃えて始めるというよりは、利用ニーズを見た中で、当然、先生の負担が大きくなるようでしたら保育士を追加で雇用していくとか、また、必要な備品というのが出てきたら追加で購入をして充実をさせていただくという進め方をしていきたいと考えています。

以上です。

武沢委員) 実は、私の孫が2歳と6か月くらいなのですが、3歳になると民間の幼稚園に上がる。それで、今の時期、幼稚園とかに行くと、何時間か、何日か、そういうような形で通っているのです。練習という。2歳児くらいになると話も通じるし、幼稚園の先生も大体、そんなに3歳児と2歳半くらいの子だと多少ね、違いもないと思うので、対応の仕方というか、うまくできるんじゃないかと思うのです。そういうことを考えたときに、0歳児とか1歳児は預からないで、例えば2歳児限定ぐらいにして、プレ幼稚園といったような形で最初はやられたらどうかなと思います。

子育て支援課長) 既に幼稚園でも、満3歳児保育の受入れは行っています。本来的には、保育園

とかで始められるというのが、もしかしたら一番、受入れ体制も含めていい形なのかなというところもありますが、なかなか立地等々を含めていくと、大磯幼稚園から始めて行きたいと思っています

また、大磯幼稚園だけでやっていくというよりは、今後利用のニーズ、声も見ながら、今回は東から始めるので、西でもやって欲しいという声があれば、当然、たかとり幼稚園、国府保育園というところも考えられます。今、町内の公立、私立園が集まった、公私連携ミーティングというのを定期的で開催しているのですが、その中でも、この制度を含めて共有をさせていただいています。

私立園でも、やろうかなという声は確かにあるのですが、やはりやることで、民間園なので、儲けらるか。ある程度、園の収益になるという形が見えてこない、なかなか私立園としても手上げができないというような声も聞いておりますので、まずは町立園から始めて、利用ニーズを見た中で、私立園にも広げていきたい。

また、全国的に行う制度でありますので、その利用というのは、町内の園だけではなくて、ほかの自治体の園も利用できるという制度になっております。例えば、行政境にお住まいの方が、必ず大磯幼稚園を使わなければいけないということではなくて、近隣の園、歩いて行けるところの園。例えば平塚の幼稚園でこの制度が始まっていれば、その園を利用できるというような、行政の境に縛られない制度設計にもなっている状況です。

以上です。

教育長) 質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 16 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 16 号「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【付議事項 議案第 17 号「大磯町郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則」】

教育長) 次に、議案第 17 号「大磯町郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 17 号「大磯町郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則」、本文については省略いたします。令和 8 年 1 月 22 日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 17 号『大磯町郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則』について、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、業務の効率化やデジタル化の推進を目的として進められている押印廃止を、郷土資料館の資料活用において実施するにあたり、本規則について所要の改正を行う必要があるため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、郷土資料館長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お

願いいたします。

郷土資料館長) 議案第 17 号 大磯町郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

大磯町郷土資料館条例施行規則は、大磯町郷土資料館の設置、管理等に関し必要な事項を定めた規則です。

1 ページをご覧ください。改正概要としては、本規則の第 15 条 博物館資料の館外貸出し関係の第 3 号様式、第 16 条 博物館資料の特別利用関係の第 4 号様式、第 17 条関係 博物館資料の寄贈及び寄託関係の第 5 号様式の押印を廃止します。

改正内容としては、博物館資料の館外貸出し、特別利用、寄贈及び寄託に係る申請者の押印廃止により、申請手続きの効率化が見込めることから、第 3 号様式、第 4 号様式及び第 5 号様式中の印を削除します。

施行日は、公布の日からとします。

資料の 2 ページから 5 ページが新旧対照表で、右側が現行、左側が改正案です。

3 ページが館外貸出承認申請書、4 ページが特別利用承認申請書、5 ページが寄託申込書で現行の様式では申請者の氏名の右に印の記載がありますが、改正案ではいずれも削除されています。教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 16 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 16 号「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【協議事項 協議事項第 1 号「大磯町郷土資料館運営基本方針の改定について」】

教育長) 続きまして、協議事項に移ります。協議事項第 1 号「大磯町郷土資料館運営基本方針の改定について」、事務局より説明をお願いします。

郷土資料館長) 協議事項第 1 号 大磯町郷土資料館運営基本方針の改定について、説明いたします。

郷土資料館では、博物館運営の中長期的な展望について方針をまとめ、広く一般に示すことを目的として、郷土資料館独自の運営基本方針を策定し、ホームページで公開しております。

改定の概要、内容、理由を 1 ページに示しております。

まず、改定概要ですが、今後の重点目標を全面的に見直すとともに、方針内に示している施設運営、施設管理、実施事業の方針について実情に合わせた改定を行います。

改定内容ですが、2 ページから 9 ページに示しております。

続いて、改定の理由ですが、令和 5 年 3 月の郷土資料館運営基本方針の策定から、まもなく 3 年が経過します。策定後に明治記念大磯邸園の邸宅の公開が開始され、今後、更に歴史的・文化的施設としての充実が期待されます。また、令和 5 年に改定された博物館法では、博物館資料のデジタルアーカイブ化の推進が規定され、インターネットを介した博物館情報の発信により、博物館並びに所蔵資料の有効活用が求められています。このような背景のもと、館の設置目的を達

成するため、運営基本方針の改定を行いますとしております。

続いて、改定する箇所について説明をいたします。

3ページをご覧ください。「はじめに」の導入部分に、大磯町の歴史の変遷を記しており、現行は丁寧な書きまわしになっておりますが、改定案では内容を集約しております。また後半部分について、現行は郷土資料館のリニューアルと旧吉田茂邸をトピックスとして取り上げていますが、改定案では現在、郷土資料館が注力している明治記念大磯邸園、旧吉田茂邸等の近現代史に特化した活動を重視しているという言葉に置き換えています。

続いて、5ページの基本的な方針、1本館の方針では、現行のカッコ3、4、5を改定案ではカッコ3のひとつにまとめています。

続いて6ページに移り、施設運営の方針で現行のカッコ3ですが、大磯ガイド協会による旧吉田茂邸運営支援事業が始まったこともあり、改定案では削除しています。

同じく施設管理の方針ですが、カッコの2は施設の長寿命化を大磯町教育施設等長寿命化計画にあらため、カッコ3は定期的な燻蒸から文化財が被害を受けないよう日常的に清掃・点検・観察を行うIPMに現状に照らし合わせあらためています。

続いて、7ページの実施事業の方針では、現行は具体的な展示テーマやワークショップ名を記していましたが、柔軟な展開が組めるように具体名を削除しています。

最後に8ページ、9ページの今後の重点項目ですが、新たに5点、「1 保管に最新の注意を払う必要がある資料を収納可能とする収蔵スペースを確保する。」「2 職員の定年退職などを見通した学芸員の配置を進める。」「3 収蔵資料のデジタル化を進め、インターネットを活用して公開する。」「4 蛍光灯の生産停止に伴い、郷土資料館照明のLED化を進める。」「5 2027年に旧吉田茂邸公開10周年、2028年に郷土資料館開館40周年を迎えるにあたり、それぞれの周年にふさわしい企画を実施する。」に改定したいと考えております。

改定したポイントを中心に説明をいたしました。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

教育長) ひとつ、8ページの職員の定年退職などを見通した学芸員の配置を進めるというところで、例えば学芸員の数を減らすとか、そういうことですか。

郷土資料館長) 郷土資料館は昭和63年に開館いたしまして、実際にまだその当時携わった職員も現在残っておるのですけれども、定年退職を迎えるにあたって、これまで考古学、また歴史、民俗、自然といった分野がありますけれども、その分野が欠けないように逐次職員を配置するように進めたいというふうに考えているという内容となっております。

以上です。

教育長) そのほか、ございましたらお願いいたします。ご意見でも結構です。

トリー教育長職務) いい感じで集約できて、すごく前よりも見やすくなった気がします。結構長文でだーっと書いてあったので、すっきりして、いい感じにまとまったかなと、個人的には思っております。よろしいかと思えます。

郷土資料館長) ありがとうございます。

教育長) 吉田茂邸が開館し、近年は特に、近代史に特化した活動を重視していくということで、

私もよろしいかと思えます。

見直し、ご苦勞様でした。

教育長) よろしいでしょうか。

それでは、いただきましたご意見を踏まえて、業務を進めさせていきたいと思えます

【報告事項 報告事項第1号「令和7年第4回(12月)大磯町議会定例会について」】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。報告事項第1号「令和7年第4回(12月)大磯町議会定例会について」、事務局より説明をお願いします。

教育部長) 報告事項第1号、令和7年第4回(12月)大磯町議会定例会について、概要をご報告いたします。

会期は、11月28日から12月11日まで14日間の日程で行われました。

資料表紙の裏面になりますが、資料目次となります。

最初に資料の1ページ2ページをご覧ください。提出議案の一覧です。件数番号に丸が付いているところ1と11が、教育委員会関連でございます。

それでは、議案の審議概要について、ご報告いたします。3ページから5ページをご覧ください。

議案第50号「専決処分の承認を求めることについて」の議案書と説明資料でございます。4ページをご覧ください。事故概要でございます。

事故発生日時は、令和7年10月9日、木曜日、午前9時50分頃です。

場所は、中郡大磯町月京18番1号、大磯町立国府小学校 損害物件は普通自動車です。

事故相手方は、個人の方です。詳細は省略いたします。

事故発生状況は、国府小学校県道側出入口門において、台風接近による強風で南側の門扉が閉まり、来校した個人が所有する普通自動車の左側後方部に接触し、損傷させたものです。

中段になりますが、対応としましては、本件事故に起因する相手方への損害賠償金として、自動車の修理費用を町が賠償するものとしております。

損害賠償金額は、344,421円です。内訳は修理費用304,821円、代車費用は39,600円でございます。

最後に、これまでの経過ですが、令和7年10月9日の事故発生後、相手方に対する早急な賠償を実施するため、議案の専決処分書のとおり、令和7年11月14日付けで損害賠償の額を定めることについての専決処分を行いました。そして、11月17日に示談を締結しております。

この議案は賛成者全員により原案どおり可決しました。

議案第60号「令和7年度大磯町一般会計補正予算(第5号)」の議案書と説明資料でございます。

7ページと8ページの番号に丸が付いているところが、教育委員会関連の補正予算となります。

こちらは、昨年11月の教育委員会第8回定例会においてご審議いただき、ご承認をいただいた案件でございます。

7ページの歳出でございますが、No.16の学校教育課、教育研究所維持管理・運営事業で支出見込み増に伴う会計年度任用職員費用弁償の増、No.17の学校教育課、小学校費の学校運営事業で支出見込み減に伴う会計年度任用職員報酬等の減、No.18の学校教育課、小学校費の学校施設・設備維持事業で緊急修繕による予算不足に伴う修繕料の増、こちらは照明器具の修繕分です。No.19の

学校教育課、学校給食施設・設備維持事業で緊急修繕による予算不足に伴う修繕料の増、こちらは大磯小学校給食室の水栓パッキン交換と下処理室シンクの脚部の修繕分です。No20 の学校教育課、中学校費の学校運営事業で支出見込み減に伴う会計年度任用職員報酬等の減、丸は付いていませんが、追加させていただきます。No22 の子育て支援課、幼稚園運営事業で支出見込み増に伴う会計年度任用職員報酬等の増です。

9 ページをご覧ください。債務負担行為のNo.8 と 9 は学校教育課、大磯町立小中学校空調整備事業の監理委託料と工事請負費ですが、財源確保と工期設定の関係で、それぞれ令和 7 年度内に複数年契約、2 年間の契約を締結するための債務負担行為の追加を予算に定めるものです。以上のような補正予算を提案し、

質疑ののち、採決が行われ、賛成者全員により原案どおり可決されました。

次に、12 月 4 日、5 日に行われた一般質問の概要についてご報告いたします。

9 ページから 13 ページまでが一般質問の通告内容で、アンダーラインの部分が教育委員会関係の質問でございます。11 人の議員から質問がありました。

9 ページをご覧ください。二宮加寿子議員で、「子どもの通学路の安全確保と整備について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、通学路の安全点検の実施方法などについて再質問がございました。

次の議員は竹内恵美子議員で、「地域学校協働本部の進捗状況は」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、地域コーディネーターの増員や本部員の構成などについてなどの再質問がございました。

次の議員は鈴木たまよ議員で、「学校教育現場における環境教育の進捗について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、給食残渣の利用状況などについてなどの再質問がございました。

10 ページをご覧ください。吉川重雄議員で、「いじめ重大事態の調査が終わった後の調査結果の公表について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、「公表や今後の見通しについて」再質問がございました。

次の議員は橋本秀彦議員で、「廃棄物の減量化への取組みについて 子どもたちに対する資源化や減量化への取組状況は」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、マイボトル運動の提案について再質問がございました。

次の議員は、庄子幸太議員で、「大磯らしい中学校給食の早期導入について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、民間事業者による温かい給食の提供などの再質問がございました。

11 ページをご覧ください。たあ高橋英俊議員で、「大磯町内における交通安全対策について」「大磯町内、各小中学校、幼稚園の通学・通園路の安全確保はなされているか」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、再質問はございませんでした。

次の議員は亀倉弘美議員で、「子ども・若者の居場所づくりについて」と「中学校の昼食支援について」と「インフルエンザ等の治癒証明書について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、不登校の児童生徒数や注文弁当の改善や治癒証明書の簡素化などについて再質問がございました。

12 ページをご覧ください。石川則男議員で、「いじめ問題について」と「町立学校施設の整備

と中学校給食について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、ADR 裁判外紛争解決手続の今後のスケジュールや給食を進める際の課題などについて再質問がございました。

13 ページをご覧ください。おかみゆき議員で、「学校給食費無償化による給食の質向上を問う」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、保護者の試食などについて再質問がございました。

次の議員は玉虫志保実議員で、「大磯町のいじめ問題の取組み状況について」として、記載のとおり質問がございました。町長、教育長からそれぞれ答弁があり、いじめ調査報告書のマスキングの在り方などに記者発表の方法について再質問がございました。

14・15 ページをご覧ください。陳情第 22 号「国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」、陳情第 23 号「神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」でございます。

こちらは、令和 7 年 11 月 12 日に受理され、令和 7 年第 4 回（12 月）大磯町議会定例会の初日である 11 月 28 日に福祉文教常任委員会へ付託され、12 月 2 日に陳情審査が行われました。

審査の結果、陳情第 22 号「国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」、陳情第 23 号「神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」ともに趣旨了承と決しました。

令和 7 年第 4 回（12 月）大磯町議会定例会の概要報告については、以上でございます。なお、本議会の会議録は、後日町のホームページに掲載されますので、詳細についてはそちらでご確認ください。よろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

<質疑応答>

鈴木委員) 質問の中で、子どもたちの登下校の安全確保ということで質問があったと思いますが、町として、子どもたちの通学路、この辺の点検というか、その辺について、十分なされているというふうに判断していますか。

また、どの辺が問題だと感じておりますか。

教育部長) 交通安全の安全性の確保ですけれども、これについては町の教育委員会をはじめ、道路課ですとか、町民課、警察、神奈川県。そういった各種団体と集まって、それから保護者も入っていますね、当然。そういった方たちで現地パトロールをした後に打合せを行って修繕箇所を検討し、それぞれの道路管理者ですとか、所管の者につないで、改修等を行っているというところでございます。

やはり、低学年ですよね、よく課題になるのは、その子たちがちゃんと歩道を歩くとか、そういった指導を学校側でもしていただかなきゃいけないし、道路を整備する際には、今は緑のライン、グリーンベルトですか。そちらを路面に表記を行うとか、そういったものをしながら周知をしているところですが、やはり、今のところ町内ではそんなに大きな事故は起きていないので少し安心しているところではございますけれども、引き続き、整備は必要かなというふうに捉えています。

以上です。

鈴木委員) 私が聞きたいのは、子どもの通学路が本当に安全なのかどうか。協議していますと言

われていますが、皆さんで、危険箇所を。ただ、子どもの安全を守るには、その話題にあがったものをすぐ対応しなきゃいけないのですよ。こどもが事故に遭ったりとかして、後からの対応じゃなくて、その前に、やはり大人の目で、子どもはこういうところが危険じゃないかというようなことを、話題になったらすぐに対応するということが大事だと思います。これは大人の責任だと思います。

ということで、いま町としてどの辺が一番危険だなという箇所はどこかということを知りたいです。そういう課題はないのですか。

教育部長) 場所的な課題というよりも、運転者側ですかね、自動車を運転する方の運転の仕方に、話題になったことがあります。

朝の時間帯に、結構スピードを出して走っている車があるんじゃないとか、そういった声は聞いたことがありますので、PTAとか、地域の方々に見守りを行っていただきますのでそういった方たちの目で、危険な車がないとか、あとは警察にも協力しながら、特に狭い道、そういうところのスピードの出し過ぎなんかについては、しっかりと取り組んでいかなければいけないのかなというふうに認識はしています。

以上です。

教育長) 補足をしますと、大磯小学校の通学路、駅に至る危険箇所がまず第1位ですね。第2位はヤオマサ、国府小学校の近くにあるヤオマサの交差点あたりが非常に危険な箇所として挙げられていますので、地域学校協働本部が、本年度発足したので、そういう組織での対応を強力に推し進めています。

保護者が交通安全パトロールはしなくなりましたのでそれに代わって、保護者に望むのは無理だという状況なので、朝立ちは帰りのパトロールに、とりわけ小学生低学年の交通事故は、小学校6年生の10倍という感じで聞いております。全国的に非常に小学校の1、2年生の交通安全確保は非常に重要な課題ですので、町ぐるみで見守り活動を展開していきたいと思っております。

以上です。

トリー教育長職務) その車の運転は道路だけではなくて、例えば歩いていて、あるお宅の塀が今にも崩れそうとか、そういう細かい部分ですね。お子さん、本当に小学校1年生って体が小さいですから、たまたまその近所を歩いている時に崩れてきたら大変なことになるので、そういうこととか、排水溝とかの蓋が浮いているとか、そういう細かい部分、きっちりと確認していただけたらと。ここは要望でございます。

よろしく願いいたします。

教育部長) 今いただいたそれについては、大至急やらなければいけない部分でございますので、すぐに、発見した際には所管に連絡して対応させていきたいと思っております。

以上です。

鈴木委員) 本当に早くやってくださいね。何か、やっていることが遅いんだよ、大磯。

教育長) 取り組んでまいります。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項 報告事項第2号「中学校給食に係るアンケートの実施について」】

教育長) 次に、報告事項第2号「中学校給食に係るアンケートの実施について」、事務局より説明をお願いします

学校教育課長) 報告事項第2号、それでは、「中学校給食に係るアンケートの実施について」ご説明いたします。

この調査は、生徒の心身の健全な発達と、子育て世代の保護者の負担軽減の達成を目的として、今後の中学校給食の提供に向けた取組を進めるために実施するものです。

近年、共働き世帯の増加など社会情勢が変化する中で、中学校給食の全員給食導入に対する意向や、望ましい実施方式について、改めて最新のニーズを把握する必要があると考えております。

この調査では、全員給食導入に対する意向に加え、学校調理方式、給食センター方式、希望注文制弁当など、具体的な実施方法についての考えを把握するとともに、現在実施している希望注文制弁当、いわゆるラボ弁当の利用状況や課題についても分析を行います。

これらの結果を踏まえ、今後の給食再開に向けた具体的な手法や、施設整備の方向性について再検討を行うとともに、給食実現までの暫定措置としての昼食環境の改善策を検討することとしております。

次に、調査の概要について説明します。

調査内容は、中学校給食に関する意向、中学校における昼食の現状、希望注文制弁当に関する利用状況やニーズ、そして今後の中学校給食に期待することなどです。

調査期間は、令和8年2月2日から2月20日までとし、調査方法はWebフォームによる配布・回収を予定しております。

調査対象は、小学校5・6年生およびその保護者、中学校1・2年生およびその保護者、並びに学校の先生としております。

アンケートの設問内容につきましては、対象ごとに構成を分け、生徒・保護者・教職員それぞれの立場からの意見を把握できるよう工夫しております。

本調査により得られた結果につきましては、今後の中学校給食の方向性を検討する上での基礎資料として活用してまいります。

今後のスケジュールといたしましては、1月27日開催の福祉文教常任委員会協議会で議員の皆様のご意見をいただき、本日いただいた意見を踏まえ、ニーズ調査を実施いたします。

<質疑応答>

教育長) ただいま事務局から報告がありました件について、ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

昨日、校長会でこの原案を提示したところ。もっともな意見がでました。

一つは、小学校5・6年生アンケート案。もちろん福祉文教常任委員会で協議を、この原案を見せてしますが、小学校5・6年生のアンケート案の4番はいらないのではないかと。要するに、給食センターが運ぶ給食を食べたいといっても、そんなの分らないと。小学生は、中学生も、大磯小学校、国府小学校で体験した、経験した給食を基に考えるのであって、ラボ弁とか、給食センターから運ぶ給食を食べたいと言っても、イメージが湧かないので、学校給食を中学校でも実施してほしいと思いますか。思う、思わないでいいと。十分であると。私はもっともだと思いました。中学校のアンケートについても、4番はいらないと。

それから、もう一つ意見があったのは、教職員アンケート、7ページです。今後の中学校の給食について、皆様のご意見をいただきます。教職員アンケート案。そこで、学校給食を中学校でも実施してほしいと思いますか。このアンケートは愚問であるという意見も出ました。要するに、

中学校においては今まで中学校給食がないわけで、学校給食を実施してほしいと思いますかというのとは当然であると。当然のことを聞く必要はないということで、2番、3番は要らないのではないかという意見が主な意見として出ています。

ということで、教育委員の方に、アンケートの原案についてご意見をいただく前に、そういう意見が出されたので、ご報告をさせていただきました。

ご審議をお願いいたします。

トリー教育長職務) もっともだなと、本当に思います。4番目の質問ですよね、小学生と中学校の。イメージがたしかにできないと思うのですよ、これは必要ないのではないかなと、私も全く同意見でございます。

あと、先生方、教職員向けのところですね。2番、3番ですか。こちらも、今までの流れを見て、もう今さら聞く必要は、たしかに、あえて、あるのですかということで、聞く必要はないのではないかなと。全く、私も同意見に感じます。

アンケートそのものも本当に必要なのかなというところも、疑問に思うところもございますので。もう今までも再三、アンケートって過去にも取ってきているわけで、同じことを繰り返しているというところも、正直、私はございます。

武沢委員) 前回はアンケートについては議論をされたわけですがけれども、小学校も中学生の生徒たちにやる4番は必要ないと思うのです。逆に、例えば思わない子どもたちがどういうところに問題点を抱えているのかということ、今もうこの次期に、2月2日でもう修正案も大変だと思うのですが、実は我々が聞きたいのは、思わない生徒たちが何でかなというの、聞いてみたい。例えばアレルギーの問題なのか、家の問題なのか、何かいろいろな、ほかの様々な問題が、要するに、町としては実施する方向で舵を切っている、それを実施したときに何が問題なのかということ、析出するアンケートが有効かなという気がしています。

教育長) 教育委員の2人の方から貴重な意見が出たわけですが、一つはアンケートそのものが必要なのかと。もう当然中学校給食を始めるべきではないかという感じで結論は出ているはずだと。あるいは、もう一つの意見が出て、やはりなぜ思わないのかと、中学校でも実施してほしいか、二択で聞いた場合、どういう、もし思わないとしたら、どういう問題があるのかという、問題点を析出してほしいというのがご意見です。

鈴木委員) この時期にこのようなアンケートは必要ないと思います。もう以前から、何年ですか。10年近くですか。もう大磯で中学校の給食を実施してほしいという要望が、子どもたちも保護者もあったと思います。それで、議会とかいろいろな関係者が実施するという方向性で動いている。ですから、その時期に、今こんなところでまたこんなアンケートを出すというのは、内容からしてもふさわしくないなということで、実施しなくてもいいと、アンケートはやらなくてもいいというふうに思います。

やはり、町民からいろいろ、さまざまな意見がある。やれという人もいるし、やるなと反対する人もいる。だけど、子ども健康だとかを第一に考えて、子どもたちのことを考えてどうしたらいいのか。早く給食を実施してあげたほうがいいんじゃないか。

共稼ぎでお弁当がなかなかできない、作れない家庭もあるだろうし、それから、温暖化の影響で、中学校なんかは夏の時期に弁当を持ってきて、これが腐敗して食中毒を起こす可能性もある。こんな状況なので、早く、町民みんなが力を合わせて、どんな方法で早く実施してほしいと思います。自校方式もあり、センター方式の二つあるかと思いますが、どちらが子どもたちのた

めになるかということ、早く考えていただきたいなというように思います。

教育長) 今のご意見に対して、部長から補足説明をする前に、私から5番、4ページ、5ページに関係しますが、中学校で学校給食が開始されるまでの間、どのような給食を望みますかということは、保護者に対して最低聞いておかないと、保護者は学校給食を中学校でもやれと言うのはほとんど予測されることですが、だとしても、じゃあすぐにできるわけではない、学校で大磯小、国府小がやっているような学校給食をするためには建物が必要ですし、すぐにできるわけではない。しばらくはかかるだろうということで、その間どうしたらいいかというアンケートが必要かと思いますが、それにしても、福祉文教常任委員会でアンケートをするという決定をしたわけで、アンケートはここでしたいわけですよ、教育委員会としては、そのあたりの補足をお願いします。

教育部長) アンケートについては、現在、給食は自校方式でやるという、まず大前提が立っています。町の計画として成立していますので、そうしたら、そのまま自校方式でやると。でもそれを中止した経過が、やはり校舎とのバランスもあるので今保留にしているという経過がございますので、そこをまず、その方式を、例えばセンター方式とか、いろいろな方式がありますので、校舎とのバランスを取るためには、その方式を見直さなければいけないという課題があります。そこで意見がほしいなと思っているところで、アンケートはまずさせていただこうと思っています。それについては、議会の中でも指摘を受けていまして、町側として、昨年ですか、アンケートを実施しますというような答弁をしていますので、そちらは説明責任として、実施させていただこうと思っています。

それで、アンケート、最近ウェブフォームにより、意外と手軽にできるというものでございますので、ぜひとも実施させていただければと思っています。

それとやはり、夫婦、共働きの方が増えていますので、PTAなんかについても様々な影響が出てきているのかなとは思っておりますが、やはりそういった中で、できるだけ早くやる方法、それを探るためにも、このアンケートによって、何かしらの回答が出てくるのかなというふうに思っております。ヒントが出て来るのかなと思っておりますので、まずはやらせていただきたいと思っています。そして、今後の令和8年度以降、給食の方向性ですとか、設計していくのか、工事していくのかなどなど、検討していければと思っています。

以上です。

教育長) 8年度以降に実施するために、どういう手だてをとったらいいかということ、教育委員会としては考えていると、場合によったら、補正を組んで委託料とか、そういうことですね、8年度にやるべきことは。

教育部長) 今後定例会に諮って、意見を集約させていただいて、次の、例えばお金がいるような事業であれば、補正予算も視野に入れて取り組んでまいります。

鈴木委員) さっきも言いましたように、いろいろな状況を考えて中学校の給食を提供しなきゃいけない。それで、最善の方法は何か、それを追求しなきゃいけない。それで、保護者に聞いても、アンケートで聞いて、自校方式がいいですか、センター方式がいいですかと言っても、自校方式は小学校で子どもたちが食べているし、それから保護者も40代くらいだと給食を自校方式で食べていると思います。そういう経験を基に判断ができると思うのですが、ただ、じゃあ給食のセンター方式の給食をみんなが食べているかということ、食べている経験がない。それでアンケートを取って比較しても保護者にとっては判断できないんじゃないかと。それで、具体的に、自校方式でやるんだったらどれくらいの人件費だとか、施設を造る経費だとか、そういうものをきち

んと示して、それからセンター方式だったら施設が幾らくらいで、人件費がどれくらいかかるのか。センター方式だったら二宮町を参考にすればいいし、自校方式だったら大磯町で実施していますから、その辺の管理の経費というか予算、その辺がはっきりしてくると思います。その辺をちゃんときちっと町が示さなきゃいけない。自校方式がいいですか、センター方式がいいですか。そんなような、曖昧じゃなくて、もう具体的にきちっと数値を出して、出さなきゃいけないんです。それで比較すると。子どもたちのために、どちらの方法がよりよいのかそれから早くできるのか。それを考えて進めてもらいたいなと思います。もたもたしているときじゃないと思いますよ。

櫻田委員) 今の鈴木委員の意見にちょっと被るのですけれども、アンケートを取りたいというような気持ちはよく分かります。実施してほしいと思うか、思わないかという聞き方だったら、絶対思うというほうが多いなというのも予想できます。

先ほど武沢委員が思わないほうの意見というか気もちというか、それを聞きたいというのものがよく分かるので、その辺はまずアンケートの中では、ちゃんとそれをはっきりさせるべきだなと思います。

それから、自校方式とか、そういうことに関しては、保護者とか子どもに聞いても分からないので、食べるものに関してはどこで作ったっていいわけですよ。だから、行政がどこでつくるかというのはちゃんと決めて、決めればいいと思うのです。だって、自校でいくんだったら、もう決まったんだからそれでいいし、センターがいいということだったら、それでやれば私はいいと思っています。それは聞く必要がないなというのと、あと、大磯のお弁当のイメージが悪過ぎるので。数年前、話題になりましたよね。だから、ラボ弁と聞くと、それがすごく私は頭に浮かぶので、そういう方って多いんじゃないかなという気がします。

給食が始まるまでラボ弁をちょっと進めたいという町の思いがあるんだしたら、ラボ弁は昔のイメージのものではなくて、こんなにおいしく、すばらしいみたいなことをちゃんと示さないと、それを選択する子はいないだろうなという感じはします。以上です。

教育長) 一つ、今の櫻田委員の意見に対して、アンケートで聞くと学校給食を中学校でも実施してほしいと思いますか、思う、思わない、これが私どもの、事務局の予想によると、思わないが半分を越えたらどうしよう、じゃあ、なんで思わないかという、弁当がいい。ずっと前のデリバリー給食で失敗して、弁当が嫌だというイメージが残っているとしたら、引き続き弁当を食べたいという意見が出てきたら、子どもと親と分かればどうしようという意見もあります。

ということで、3番目はぜひとも聞いて、それに対してなぜかということは、必要かと、改正する必要があると思っております。

引き続き、今の櫻田委員の意見に関して、補足があればお願いいたします。

教育部長) 今、こちらはアンケート案ですので、今日の定例会と来週の福祉文教常任委員会協議会で、そちらを踏まえまして、ちょっと修正して、まずはいろいろなご意見はあると思いますが、アンケートだけは実施させていただこうと思います。 よろしくお願ひいたします。

武沢委員) 提案ですけれども、例えば皆様のご意見で、小学校5年生、中学、この4の設問は変えて、例えば4.を「思わない」にして、内容的には5の、例えば思わない子どもが家庭で作ったお弁当が食べたいからとか、例えば健康上の理由とか、その他くらいで、ネガティブ理由を4の項目に変更して詰めて、予算も含めて。やったほうが、データを取った時に町のプラスになると私は思いますけど。

教育部長) 今後の流れとしまして、27日の福祉文教常任委員会は、今の原案が行っていますので、それを踏まえて同じように意見をいただきまして、あとは29日に総合教育会議がありますので、その会議が終わった後にでも、皆様には直したものをお示しできればと考えてございます。そしてそれを、また議会にも情報提供させていただくような形を踏まえて、最終的に2月に入ったら、ちょっとアンケートをしたいなというようなイメージを持ってございます。

教育長) 今の取組みについて、スケジュールについて、よろしいでしょうか。了解はいただけますでしょうか。

トリー教育長職務) これ、実施期間って。2月2日から2月20日って、結構長く取っているんですね。そんなに必要なのですかね。

教育長) 急ぐという意味で、そんなに必要なのかという。

トリー教育長職務) 1週間以上ですよ。そんなに必要ですか、これ。

教育長) どうでしょうか。

学校教育課長) 3週間程度は必要だと思っています。1週間終わるごとに、リマインドというか、再度、毎週毎週周知をした上で、回収率を上げたいなというふうに考えております。

トリー教育長職務) あまり長過ぎても、まだ大丈夫だ、まだ日にちがあるなって。逆にそういうこともあり得るので、微妙だなと思って。何しろ、スピーディーにこの先に進めていただきたいと思います、いろいろ。

教育長) スピーディーに進めていくということで、福祉文教の常任委員会協議会に対しては、このアンケート結果を基に意見をいただいた後、具体的にはどういう取組になるのですか。スケジュール的には。部長、4月以降。

教育部長) そうですね。アンケートが終わりましたら、その集計結果を皆さんにお示ししますし、議会にもお示ししますし、それを基に素案を、方針をつくって、できるだけ早くに整備に向けて取り組んでいくというようなスケジュールになるかと思えます。

教育長) アンケート結果を元に、今後の行動について検討するということで、8年度当初から、即アンケート結果に基づいた行動がとれるようにしていきたいと思っています。

鈴木委員) アンケート結果を基にいろいろ意見をまとめるのですが、でも、想定される方向性、自校方式と、さっき言ったセンター方式だとか、その方向性というのは、もう事前に準備しておいていいんじゃないかと思うのです。そのへんはもう、アンケートをここで取りますが、その辺の方向性みたいな計画というのは、町としてはもう作ってあるのですか。

教育部長) 方向性というか、方式というのですかね。自校方式、センター方式、あとは可能なのが兄弟方式の3つくらいではないかと思っています。それぞれで、後は幾らくらいかかるのかとか、お金が。1食当たり幾らくらいかかるのかとか、そういった数値は、今後、コンサルタントに整備費なんかは出していただかないと出ない関係もありますので、そういった部分を引き続き算出できるように取り組んでいければと思っています。

トリー教育長職務) 工期もですよ。いつスタートできるかという。それ、すごく大事。

教育部長) そうですね、そういうスケジュールも大事だと思います。

鈴木委員) まだやっていないのですか。

教育部長) 費用ですか。

鈴木委員) こういうアンケートを取る前に、もう事前に計画がたっているのでしょうか。自校方式だって、コンサルタントに頼まなくたって、大磯小学校を参考に造るとか。それから、センタ

一の方式は、さっきも言ったように二宮に聞いて、二宮から大体1食あたりとか、数字は出るんじゃないですか。もう準備してないやいけないんじゃないの、アンケートを取る前に。

やっていないのですか。

教育部長) 平成31年につくったものがあります。それを今、工事費がすごい変わっていますので、その工事費だけがちょっと今出ない状況なのですね。それがどれくらいの大きさのものを造るとか、その辺を踏まえないと正式な工事費は出ないのですが、これをどのように算出していくのか、それは今検討しているところです。業者を入れるかどうかというのを、ちょっと今考えているところでございます。以上です。

教育長) 以上で、時間の関係上この教育委員との意見交換は中断をいたします。引き続き、アンケートに向けて、あるいは今後のスケジュールについて、協議が必要かと思っておりますので、取りあえず今回のご意見に基づいて取り組んでまいります。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項 報告事項第3号「『令和7年度大磯町成人式、新成人記念のつどい』の開催結果について】

教育長) 次に、報告事項第3号「『令和7年度大磯町成人式、新成人記念のつどい』の開催結果について」、事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第3号、「令和7年度大磯町成人式、新成人記念のつどい」の開催結果について報告いたします。今年度の成人式、新成人記念のつどいは、1月12日、成人の日に、大磯プリンスホテル メインバンケットホールで開催いたしました。新成人該当者は290人で、当日の出席者は、208人、出席率は71.72%でした。また、町外から参加された新成人は19人でした。実行委員会が主催した新成人記念のつどいには、新成人226人、来賓39人の、計265人が参加されました。教育委員の皆様方におかれましては、ご出席いただき、ありがとうございました。説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。よろしいでしょうか。

【報告事項 報告事項第4号「大磯町博物館資料の寄贈及び寄託取扱要綱の一部を改正する要綱】

教育長) 次に、報告事項第4号「大磯町博物館資料の寄贈及び寄託取扱要綱の一部を改正する要綱」、事務局より報告をお願いします。

郷土資料館長) 報告事項第4号 大磯町博物館資料の寄贈及び寄託取扱要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。大磯町博物館資料の寄贈及び寄託取扱要綱は、大磯町郷土資料館条例施行規則第17条の博物館資料の寄贈及び寄託の取扱いに関して、必要な事項を定めた要綱です。本要綱では、第3条に町民等から資料を寄贈していただいた場合、第1号様式の博物館資料受領書を寄贈者の意向に応じて発行するとしております。改正の要点は受領書の押印についてです。

資料の1ページをご覧ください。1の改正概要としては、大磯町博物館資料の寄贈及び寄託取扱要綱について、第1号様式の受領書の押印を廃止するものです。

2の改正内容ですが、受領書の送付は、郵送にて行っており、手続きに時間と経費が掛かって

います。押印の廃止により、受領書の電子送信が可能となり、事務の効率化とともに経費削減が見込めることから、第1号様式の㊟を削除します。

資料の2ページが要綱の原文、3、4ページが新旧対照表で、変更箇所は4ページの「郷土資料館」右側の印の有無です。現行は大磯町郷土資料館の右側に㊟がありますが、改正案では郷土資料館の右側に㊟がありません。なお、本要綱につきましては、公表の日である1月9日から施行しておりますことをご報告申し上げます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

【報告事項第5号 いじめに係る対応等について】

教育長) それでは、報告事項第5号「いじめに係る対応等について」を議題とします。

報告事項第5号については個人情報を取り扱う内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、報告事項第5号については、秘密会といたします。

傍聴者は退室をお願いいたします。

暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において、報告事項第5号「いじめに係る対応等について」の報告の報告がありましたことをご報告いたします。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。それでは、事務局からお願いいたします。

教育長) ほかに何かございますでしょうか。

教育長) それでは、事務局からお願いいたします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、2月19日、木曜日、午前9時30分から、福祉センターさざれ石で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和7年度大磯町教育委員会第10回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和8年2月19日

教 育 長 府川 陽一

教育長職務代理者 トーリー 二葉

委 員 武沢 護

委 員 鈴木 孝善

委 員
